

「アジア・太平洋障害者の十年」 決議（仮訳）

〔解説〕

久保耕造・東京コロニー事務局次長

E/ESCAP/L.121 (Res.4) 原文：英語

48/... アジア・太平洋障害者の十年、一九九三年
二〇〇二年

提案国：アフガニスタン、オーストラリア、バングラ
デシュ、ブルネイ、カンボディア、中国、朝
鮮民主主義人民共和国、フィジー、香港、イ
ンド、インドネシア、イラン（イスラム共和
国）、日本、キリバス、ラオス人民民主共和
国、マカオ、マレーシア、モルディブ、マー
シャル諸島、ミクロネシア（連邦）、モンゴ
ル、ミャンマー、ネパール、ニュージーラン
ド、パキスタン、パプア・ニューギニア、フ
ィリピン、大韓民国、パラオ共和国、ロシア
連邦、スリランカ、タイ、ヴィエトナム
アジア・太平洋経済社会委員会は、

障害者に関する世界行動計画についての一九八二年十
二月三日の国連総会決議（37/52）と、国連総会が一
九八三年から一九九二年を国連障害者の十年と宣言し
た障害者に関する世界行動計画の実施に関する一九八
二年十二月三日の決議（37/53）をはじめとする障害
問題に関する全ての総会並びに経済社会理事会決議を
想起し、

国際障害者年の目的である「完全参加と平等」の効
果的な実施とフォロアップに関わる、国際障害者年
についての一九八〇年三月二十九日のESCAP決議
207（ ）をも想起し、

障害の危険が高齢化と共に高まり、また域内各国で

予測される社会の急速な高齢化に伴い、障害者の数が
相当、増加することに留意し、

国連障害者の十年が障害問題への認識を高め、ES
CAP地域での障害予防と障害者のリハビリテーショ
ンの両面でかなりの進展をもたらしたものの、とりわ
け、開発途上国と後発開発途上国における障害者対策
に格差がみられることを認識し、

一九九一年十月の第四回アジア・太平洋社会福祉・
社会開発閣僚会議が第二の障害者の十年への支持を表
明したことに留意し、

更には、アジア・太平洋経済社会委員会によって一
九九一年八月に開催されたアジア・太平洋地域におけ
る国連障害者の十年の成果を評価する専門家会議が、
ESCAP地域での現在までの成果をさらに確実にす
るために第二の障害者の十年が必要であると勧告した
ことに留意し、

一、ESCAP地域で一九九二年以降、障害者に関す
る世界行動計画の実施に向けて新たな刺激を与える
と共に、同世界行動計画の目標、特に完全参加と平
等の達成に影響している問題を解決するための域内
協力の強化を目的として、一九九三年から二〇〇二
年をアジア・太平洋障害者の十年と宣言する。

二、経済社会理事会及び国連総会に対し、本決議を承
認し、世界レベルで本決議の実施への支持を勧める
よう要請する。

三、全ての加盟国、準加盟国政府に対し障害者の完全

参加と平等を促進する施策の策定を目的とし、以下の諸事項を含む自国、自地域での障害者の状況をレビューするよう要請する。

- a 経済・社会開発における障害者の参加を促進するための国内政策と計画の策定及び実施。
- b 障害者問題に関する国内調整委員会の設立及び強化。同委員会内での障害者、障害者組織の役割と適切且つ効果的な代表の強調。
- c 国際開発機関・NGOと協力し、障害者への地域に根ざした支援サービスの拡大と家族へのサービス提供のための支援。
- d 障害を持つ児童・成人への肯定的な態度を涵養するための特別な努力と障害を持つ児童・成人のリハビリテーション、教育、雇用、文化・スポーツ

「解説」

一九九二年四月二十三日、北京で開催されていた第四八回アジア・太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、一九九三年から二〇〇二年までを「アジア・太平洋障害者の十年（Asian and Pacific Decade of Disabled Persons, 1993—2002）」とすることが決議された。これは、当初は中国からの提案として準備されていたものであったが、最終的には日本を含む三十三カ国の共同提案となり満場一致で採択されたものである。

この決議はある日突然生まれたわけではない。一九九一年八月にバンコクで開催された「国連・障害者の十年」の評価に関するアジア・太平洋地域専門家会議では、全員一致で「障害者に関する世界行動計画」の

活動、物理的環境へのアクセスの改善

- 四、障害に関する要素を各機関の活動計画に系統たてて統合し、本決議の各国内での実施を支援するために、関連する全ての国連システムの専門機関と機関にESCAP地域内で実施中のプログラム、プロジェクトの調査を行なうよう要請する。
- 五、障害者組織の能力と活動を強化するために、社会開発分野の非政府組織に、その経験と専門知識を活用するよう要請する。
- 六、障害を持つ市民が潜在的な可能性を完全に発揮できる手段を整備するために、政府機関と協力すると共に、自助能力を高めるために、先進国と途上国の障害者間の結び付きを強化するよう、障害者組織に要請する。

目標達成にはほど遠い現状であることが確認された。そして、「国連・障害者の十年」の継続を訴える提言がなされた。また、一九九一年の八月に香港で開催されたR-1のアジア・太平洋地域委員会においても、国連が第二次「障害者の十年」を行うことの必要性が確認されている。さらには、同年の一〇月に東京で開催された第二回世界盲人連合東アジア太平洋地域会議、同時期にマニラで開催された第四回アジア・太平洋社会福祉・社会開発閣僚会議などでも同様の指摘や確認がなされている。

これに対して国内では、一九九二年三月一六日の参議院予算委員会総括質疑において、山下厚生大臣から、ESCAPに提案が予定されていた「アジア・太平洋の障害者の十年」への支持表明が行われた。さら

七、以下の面で、加盟国・準加盟国政府を支援するよう事務局長に要請する。

- a 新「十年」での国内行動プログラムの策定・実施
- b 建築物、公共施設、運輸・通信システム、情報、教育・訓練、福祉機器への障害者のアクセスを促進するためのガイドライン、立法の策定と実施
- 八、「十年」終了まで、本決議の実施について本委員会に二年毎に報告し、必要に応じて「十年」の勢いを維持するための行動を本委員会に勧告するよう事務局長に要請する。

に、国際障害者年日本推進協議会や日本身体障害者団体連合会が、ESCAP開催直前の四月七日に柿沢外務政務次官（北京でのESCAP総会への日本政府代表）、四月一三日には山下厚生大臣、そして四月一六日には宮澤総理大臣を訪問し、ESCAPにおいて「アジア・太平洋の障害者の十年」が提案された際にはぜひ賛同してほしい旨の要望を行った。

ESCAPでは、すでに「アジア・太平洋障害者の十年、一九九三・二〇〇二：行動への課題」と題する文書の策定作業にはいつており、すでに新しい「十年」の胎動がはじまりつつある。欧米に比べれば遅れも目立つが国ではあるが、アジア・太平洋地域においては大きいリーダーシップの発揮が期待されているところである。（久保耕造・東京コロニー事務局次長）